

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 28 年 9 月 23 日 答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 5件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 4件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600277号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600041号

第1 結論

平成3年4月から同年9月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和44年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成3年4月から同年9月まで

平成元年に20歳になったときに国民年金に加入し、その後、複数の厚生年金保険被保険者期間を経て平成4年9月末に退職し、同年11月に結婚したことを契機に同年12月に、遡って国民年金の再加入手続を行った。

この手続に伴い、請求期間である平成3年4月から同年9月までの期間のほか、平成4年6月及び同年10月以降の国民年金保険料を、平成5年1月から次に就職した同年7月1日までの半年間に、定期的に2万円から5万円くらいの額を金融機関の窓口で納付した。

年金記録を確認したところ、請求期間に係る国民年金保険料が未納となっているが、当時は納付書の納付期限に留意して納付すべき保険料は全て納付したと記憶しているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の請求期間に係る被保険者資格記録の処理日は平成4年12月22日であり、同年12月28日に請求者の請求期間に係る国民年金保険料の納付書が作成されていることが認められる。

また、請求者は、平成5年1月から同年6月までの半年間に、それまで納付していなかった期間の国民年金保険料を合わせて、定期的に2万円から5万円くらいの額を納付書の納付期限に留意して納付したと主張しているところ、オンライン記録により、平成4年6月及び同年10月の保険料が平成5年1月20日に、平成4年11月から平成5年3月までの保険料が同年2月25日に、平成5年4月から同年6月までの保険料が同年6月16日にそれぞれ納付されていることが確認できる上、これらの期間に納付したことが確認できる保険料額及び請求期間に係る保険料額は、請求者が定期的に納付したと主張する額とおおむね一致している。

さらに、オンライン記録により、請求者は平成元年*月に20歳で国民年金に加入して以来、

請求期間を除く被保険者期間において国民年金保険料を全て納付していることが確認でき、請求期間は6か月と短期間であることを踏まえると、請求者が請求期間に係る保険料を納付していたと考えることも不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600017号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600135号

第1 結論

請求者のA社における別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る標準賞与額については、それぞれ別表の第2欄に掲げる標準賞与額に訂正することが必要である。

別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る別表の第1欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和51年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月21日
② 平成17年3月21日
③ 平成17年6月21日
④ 平成17年12月21日
⑤ 平成18年3月21日
⑥ 平成18年6月21日
⑦ 平成18年12月21日
⑧ 平成19年3月20日
⑨ 平成19年6月21日
⑩ 平成19年12月21日
⑪ 平成20年3月21日
⑫ 平成20年6月21日
⑬ 平成20年12月20日
⑭ 平成21年3月21日
⑮ 平成21年6月21日
⑯ 平成22年3月21日

A社における厚生年金保険の記録では、請求期間①から⑯までに係る標準賞与額が年金額の

計算の基礎とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）となっているが、当該各期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A社から提出された請求期間⑤から⑯までに係る請求者の賞与明細書及び平成 16 年分から平成 22 年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿（ただし、平成 18 年分及び平成 20 年分を除く。）並びに同僚が保管する請求期間①から⑯までに係る当該同僚の賞与明細書により、請求者は、別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑯までの期間に同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る標準賞与額については、前述の賞与明細書及び給与所得に対する所得税源泉徴収簿において確認又は推認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、別表の第 2 欄に掲げるそれぞれの標準賞与額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の別表の第 1 欄に掲げる請求期間①から⑯までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記請求期間①から⑯までに係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の上記請求期間①から⑯までに係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

別表

第1欄	第2欄
請求期間	標準賞与額
① 平成16年12月21日	46万4,000円
② 平成17年3月21日	9万円
③ 平成17年6月21日	62万2,000円
④ 平成17年12月21日	60万8,000円
⑤ 平成18年3月21日	15万9,000円
⑥ 平成18年6月21日	63万円
⑦ 平成18年12月21日	64万6,000円
⑧ 平成19年3月20日	16万1,000円
⑨ 平成19年6月21日	63万円
⑩ 平成19年12月21日	64万6,000円
⑪ 平成20年3月21日	16万1,000円
⑫ 平成20年6月21日	66万2,000円
⑬ 平成20年12月20日	66万4,000円
⑭ 平成21年3月21日	16万6,000円
⑮ 平成21年6月21日	65万8,000円
⑯ 平成22年3月21日	6万9,000円

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600021号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600136号

第1 結論

請求者のA社における平成20年6月21日の標準賞与額を7万1,000円、平成20年12月20日の標準賞与額を14万6,000円、平成21年3月21日の標準賞与額を3万7,000円、平成21年6月21日の標準賞与額を14万5,000円、平成22年3月21日の標準賞与額を1万5,000円に訂正することが必要である。

平成20年6月21日、平成20年12月20日、平成21年3月21日、平成21年6月21日及び平成22年3月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、平成20年6月21日、平成20年12月20日、平成21年3月21日、平成21年6月21日及び平成22年3月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和62年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年6月21日
② 平成20年12月20日
③ 平成21年3月21日
④ 平成21年6月21日
⑤ 平成22年3月21日

A社における厚生年金保険の記録では、請求期間①から⑤までに係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該各期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が保管する請求期間①、②及び④に係る賞与明細書、A社から提出された請求期間①から⑤までに係る賞与明細書及び平成20年分から平成22年分までの給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、平成20年6月21日、平成20年12月20日、平成21年3月21

日、平成 21 年 6 月 21 日及び平成 22 年 3 月 21 日に同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準賞与額については、請求者が保管する請求期間①、②及び④に係る賞与明細書、A社から提出された請求期間③及び⑤に係る賞与明細書、同社から提出された請求期間①、②及び③に係る平成 20 年分及び平成 21 年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿、同僚が保管する請求期間③及び⑤に係る当該同僚の賞与明細書並びに同社の回答により確認又は推認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、平成 20 年 6 月 21 日は 7 万 1,000 円、平成 20 年 12 月 20 日は 14 万 6,000 円、平成 21 年 3 月 21 日は 3 万 7,000 円、平成 21 年 6 月 21 日は 14 万 5,000 円、平成 22 年 3 月 21 日は 1 万 5,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記請求期間①から⑤までに係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600139号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600137号

第1 結論

請求者のA社における平成20年6月21日の標準賞与額を7万1,000円、平成20年12月20日の標準賞与額を14万6,000円、平成21年3月21日の標準賞与額を3万7,000円、平成21年6月21日の標準賞与額を14万5,000円、平成22年3月21日の標準賞与額を1万5,000円に訂正することが必要である。

平成20年6月21日、平成20年12月20日、平成21年3月21日、平成21年6月21日及び平成22年3月21日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、平成20年6月21日、平成20年12月20日、平成21年3月21日、平成21年6月21日及び平成22年3月21日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和63年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年6月21日
② 平成20年12月20日
③ 平成21年3月21日
④ 平成21年6月21日
⑤ 平成22年3月21日

A社における厚生年金保険の記録では、請求期間①から⑤までに係る標準賞与額が年金額の計算の基礎とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)となっているが、当該各期間に支給された賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、年金額に反映される記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求期間①から⑤までに係る賞与明細書、同社から提出された平成21年分及び平成22年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿により、請求者は、平成20年6月21日、平成20年12月20日、平成21年3月21日、平成21年6月21日及び平成22年3月

21日に同社から賞与の支払を受け、当該各賞与に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、厚生年金特例法に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の標準賞与額については、A社から提出された請求期間①から⑤までに係る賞与明細書、同社から提出された請求期間③に係る平成21年分の給与所得に対する所得税源泉徴収簿、同僚が保管する請求期間①から⑤までに係る当該同僚の賞与明細書並びに同社の回答により確認又は推認できる賞与支給額又は厚生年金保険料控除額から、平成20年6月21日は7万1,000円、平成20年12月20日は14万6,000円、平成21年3月21日は3万7,000円、平成21年6月21日は14万5,000円、平成22年3月21日は1万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記請求期間①から⑤までに係る請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に年金事務所に対し提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（平成22年1月以降は、年金事務所）は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600323号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600133号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を平成19年8月9日は48万6,000円、同年12月20日は48万2,000円に訂正することが必要である。

平成19年8月9日及び同年12月20日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成19年8月9日及び同年12月20日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和13年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成19年8月
② 平成19年12月

A社に勤務していた期間に支給された平成19年8月及び同年12月の賞与の年金記録がない。各期間に係る給料明細書の写し(以下「給料明細書」という。)を提出するので、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者に係る「19年分所得税源泉徴収簿兼賃金台帳」の写し(以下「賃金台帳」という。)並びに請求者から提出された請求期間①及び②に係る給料明細書により、請求者は、請求期間①及び②に賞与を支給され、事業主によりこれらの賞与から厚生年金保険料を控除されていたことが認められる。

ところで、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は実際の賞与支払額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①に係る標準賞与額については、賃金台帳及び給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額及び賞与支払額に見合う各標準賞与額が同額であることから、48万6,000円とすることが必要である。

一方、請求期間②に係る標準賞与額については、賃金台帳及び給料明細書により確認できる厚生年金保険料控除額に見合う 48 万 2,000 円又は賞与支払額に見合う 49 万 3,000 円の範囲内であることから、48 万 2,000 円とすることが必要である。

また、賞与の支給日については、賃金台帳に記載された記録から、請求期間①は平成 19 年 8 月 9 日、請求期間②は同年 12 月 20 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主はこれらの請求期間に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対して提出していないこと、及び厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600200号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1600040号

第1 結論

平成17年10月から平成18年12月までの請求期間、平成19年6月から平成20年3月までの請求期間及び平成20年8月から平成22年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和45年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ①平成17年10月から平成18年12月まで
②平成19年6月から平成20年3月まで
③平成20年8月から平成22年2月まで

国民年金の記録を確認したところ、請求期間の国民年金保険料が未納となっている。これらの期間に係る保険料は、母親が自宅近くのA、B、C、D金融機関のいずれかで納付しており、保管している「納付書・領収(納付受託)証書」(以下「領収書」という。)には保険料を領収したことを示す印が押されている。当該領収書を提出するので、調査の上、記録を訂正して年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、請求期間に係る国民年金保険料について、請求者の母親が自宅近くのA、B、C又はD金融機関で納付しており、領収書には領収したことを示す印が押されていると主張しているところ、請求者から提出された請求期間に係る領収書の「領収(納付受託)日付印」欄には「処理済」又は「領収済」というスタンプ印が押されていることが確認できるが、当該領収書に押されたスタンプ印には、領収日や領収した店舗名又は支店名の表示はない。

一方、E社、F社、G社及びH社に照会したところ、いずれも、国民年金保険料を収納した際の領収書に領収日や取扱店舗名又は取扱支店名のない印を押すことはなく、請求者から提出された請求期間に係る領収書に押されているスタンプ印は使用していないとしており、請求期間に係る保険料は収納していないと考えられる旨回答している。

また、日本年金機構は、Iにおける国民年金保険料の収納代行業務に係る請求者の請求期間当時の収納記録については、当該記録を特定するバーコード情報の保存期限が経過しているため、I本部に請求者の請求期間に係る収納記録の照会を行うことができないとしている上、領

収書に使用する受領印については、収納代行業務の請負者に対し、店舗名、日付、店番等を鮮明に押印するよう指導しており、請求者から提出された領収書に押印されたスタンプ印については、これらの記載がなく、第三者が押印した可能性を否定できないため、国民年金保険料を納付したと判断することはできない旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料は請求者の母親が納付していたと陳述しており、請求者自身は請求期間に係る保険料の納付に関与しておらず、請求者の母親は、納付した場所や納付時の具体的な状況については不明である。

加えて、請求者から提出された領収書のほかに請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、このほかに請求期間について請求者の保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間に係る国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1600241号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1600134号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②及び③について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正13年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和21年1月25日から昭和23年3月1日まで
② 昭和29年5月1日から昭和42年10月1日まで
③ 昭和43年6月1日から同年10月1日まで

請求期間①について、昭和23年3月1日にA社で厚生年金保険の資格を取得しているが、同社には昭和21年1月25日から勤務していた。

また、A社に勤務していた期間のうち請求期間②及び③について、実際に支払われていた給与は、それぞれ当時における厚生年金保険の標準報酬月額の最高等級に相当するのに、標準報酬月額はそれよりも低い等級になっている。

各請求期間について、記録を訂正して年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出されたA社に係る退職に関する覚書及び従業員カード並びに同社の事業主の回答によると、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における事業所摘要欄に「21.4.1 休止 21.10.25 開始」と記載されているところ、日本年金機構は、当該被保険者名簿において昭和21年4月1日には健康保険及び厚生年金保険のすべての被保険者が被保険者資格を喪失しており、同社が同年10月25日に健康保険及び厚生年金保険適用事業所として再開するまで被保険者資格取得の記載がないことから、当該期間について健康保険及び厚生年金保険の被保険者が存在しなかったと思われる旨回答している。

また、事業主は、当時の資料を保管していないと回答しており、請求者の請求期間①におけ

る厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間②及び③について、請求者は、実際に支払われていた給与がそれぞれ当時における厚生年金保険の標準報酬月額の高等級に相当するのに、標準報酬月額はそれよりも低い等級になっていると主張している。

しかしながら、請求期間②について、事業主は、当時の資料を保管していないと回答しており、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できない。

このほか、請求者の請求期間②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間②についてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

請求期間③について、事業主から提出された昭和43年の給与台帳によると、昭和43年6月は6万9,500円、同年7月から同年9月までの期間は7万8,000円の給与の支払いが確認できる。

一方、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間③については、給与台帳に記載された報酬月額（昭和43年6月は6万9,500円、同年7月から同年9月までの期間は7万8,000円）は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（3万9,000円）よりも高額であるものの、事業主が源泉控除していたと認められる健康保険料及び厚生年金保険料の合計額（昭和43年6月から同年8月までの期間は1,875円、同年9月は2,437円）に見合う標準報酬月額（昭和43年6月から同年8月までの期間は3万円、同年9月は3万9,000円）は、オンライン記録で確認できる標準報酬月額（3万9,000円）と同額又は低額であることから、訂正は認められない。